

日野都市計画事業西平山土地区画整理審議会

第 4 4 回 審 議 会 議 事 録

1. 招集通知の日 令和7年11月11日
2. 開催の日 令和7年11月19日
3. 開催場所 西平山まちづくり事務所
4. 審議会委員の数 15名

内訳 ・所有権者 11名
・借地権者 1名
・学識経験者 3名

5. 出席者数 26名
- 内訳 ・審議会委員 11名

田中 博明、原田 龍次、角 胤生、神田 耕治、
社会福祉法人大家族 樫村 正男、長野 基、石岡 恒夫、
菱山 富美男、馬場 達夫、村野 米三、馬場 豊治

・市 10名

まちづくり部長	浅川 浩二
区画整理課長	井上 泰芳
区画整理課長補佐	山本 修平
区画整理課長補佐	和田 健二
区画整理課長補佐	岡澤 健一郎
区画整理課工事係長	窪寺 昌司
区画整理課補償係主査	井尻 顕雄
区画整理課計画係主任	高野 圭祐
区画整理課換地係主任	矢光 亜紀子
区画整理課換地係主任	野上 俊輔

・都市づくり公社 5名

日野事務所長	大須賀 稔博
換地・補償担当課長	木原 博史
換地係長	川嶋 輝之
換地担当係長	安瀬 英孝
換地係主事	笹生 朋宏

6. 欠席者 4名 吉澤 武夫、山本 富生、鈴木 健治、
西浦 定継

7. 傍聴人 1名

8. 会議の目的たる事項

- ・仮換地の指定について (諮問第103号)
- ・保留地の決定について (諮問第104号)

9. 配布資料 次第、座席表、職員名簿、諮問文の写し、仮換地指定調書、保留地調書、
西平山土地区画整理事業整備状況図、日野バイパス延伸Ⅱ期用地空け
状況図

〔審議会開会〕 <午後2時00分>

会長：皆様、こんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。今年度2回目の審議会の開催になります。よろしくお願いいたします。審議会の開会に先立ちまして、日野市の浅川部長よりご挨拶がありますので、よろしくお願いいたします。

浅川：皆さん、こんにちは。日野市まちづくり部長の浅川でございます。よろしくお願いいたします。本日の諮問案件は大きく2つございます。1つが仮換地の指定、あともう一つが保留地の決定という2つの諮問案件がございますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。また報告事項としまして、今年度令和7年度の工事の進捗状況等、後ほど担当より説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。ちなみに、今年度の事業につきましては建物移転の予定が21棟、そのうち既に8棟が解体済みでございます。それと予定している工事につきましては全て発注済みでございますので、今年度令和7年度におきましては順調に進んでいるとご理解いただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また日野市は非常に財政が厳しいということで、令和2年の2月に日野市財政非常事態宣言というのを発出しております。これが先の8月28日に解除を宣言させていただきました。この解除と申しまして決して日野市の財政が豊かになったというわけではなくて、また身を引き締めながら事業を進めていかなければならないのですが、特に区画整理事業におきましては令和9年度までは引き続き重点整備事業を中心に事業を進めていく予定ではございますので、今後ともよろしくお願いいたします。

それでまた改めまして10月1日付の人事異動がございましたので、紹介させてい

たきます。日野市区画整理課の計画係の山下でございますが、申し訳ございません、本日は欠席なんです、10月1日付で計画係で山下という者が着任しておりますので、よろしくお願いいたします。挨拶は以上でございますが、本日も忌憚のないご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。続きまして、東京都都市づくり公社、日野区画整理事務所大須賀所長よりご挨拶があります。よろしくお願いいたします。

大須賀：日頃より大変お世話になっております。都市づくり公社、日野区画整理事務所長の大須賀でございます。今年度も後半に入りまして、部長からお話がありました、予定をしていた工事も無事に契約、工事発注になりました。現在、安全第一で施工中でございます。また補償につきましても今年度の案件のほか、次年度対応の物件調査も鋭意調査中でございます。後半の作業について遅延が発生しないように進捗管理を行ってまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。本日はご審議のほど改めましてよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。それでは、ただいまから第44回西平山土地区画整理審議会を開会いたします。本日の議事の進め方につきましては、お手元にごさいます次第に沿って進めさせていただきます。

次に本日の欠席委員について報告いたします。本日の欠席委員は西浦定継委員、鈴木健治委員の2名ですが、また山本委員と吉澤委員がお見えになっておりませんが、本日は11名の審議会委員の出席をいただいておりますので、土地区画整理法第62条第3項の規定に基づき、本審議会は成立いたしました。

続きまして、議事録署名委員を指名させていただきます。本日の署名委員は、原田龍次委員と角胤夫委員にお願いいたします。議事録の書記は、事務局の矢光主任と野上主任にお願いいたします。

続きまして、本日の審議会の主旨について事務局よりご説明をお願いいたします。審議会の主旨を山本補佐にお願いいたします。

山本：事務局でございます。本日の主旨についてご説明させていただきます。本日の議題につきましては、諮問第103号仮換地の指定についてと諮問第104号保留地の決定についてでございます。その後、報告事項としまして令和7年度工事について等をご説明させていただく予定でございます。

本日の諮問案件の大きなものとしましては、日野都市計画道路3・3・2号線、日野バイパス延伸の用地確保に関連するものでございます。本年8月下旬に国土交通省相武国道事務所が主催しまして、日野バイパス延伸Ⅱ期の設計説明会が開催されました。この中で車道の本線であるとか側道、それから交差点の形状などについて説明がされました。それとともに、国のほうからは予算が取れ次第、整備に順次着手をしていくという説明があったところであります。区画整理事業において

も、バイパスの開通に向けまして用地の確保を皆様のご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。この部分を令和9年度までの重点整備事業として進めていくところですので、本件につきましても、本日の審議につきましてもその案件が出てまいりますので、ぜひよろしくお願いいたします。

バイパスの整備に併せまして、西豊田駅の構想はなくなりましたが、このエリアで、まちづくりマスタープランの中で位置づけられている交通機能、あるいは生活利便機能についての検討を進めているところです。まちづくりの方針が大きく変わる点がございいますので、その部分の検討を進めております。併せましてその部分をご報告させていただきまして、今後このエリアで重点的に整備をさせていただくというところが本日の審議の中で出てまいりますので、皆様へのご協力をお願いしたいと思っております。といった形で本日審議をしていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日お配りしております資料をご説明させていただきます。まず一番上に次第です。その次が諮問第103号ということで仮換地の指定についての諮問文、その次が諮問第104号ということで保留地の決定についての諮問文、その下に座席表となります。さらにその下は今年度の、10月1日以降の職員名簿でございいます。続きまして、A3の横版で右上に「回収」となっている青く着色したものが多く入っているものがあります。「整備状況図」でございいます。これは最後回収をさせていただきます。その下がこれもまたA3一枚ものでこれも回収させていただきます。「日野BP延伸Ⅱ期用地空け状況図」。それからその次にA3のホチキス留めで、表紙は白黒でございいます。諮問第103号の仮換地指定調書一式でございいます。その次に諮問第104号保留地調書、これもA3横版のホチキス留めのものでございいます。一式ございいます。以上が本日お配りしている資料でございいます。不足等ありましたら、近くの職員にお声かけいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。それでは、審議に入りたいと思います。初めに、本日の審議の手順についてご説明いたします。本日は傍聴人がいらしておりますので、諮問第103号は個人情報を含みますので、諮問文を朗読後、傍聴人の方には退席をしていただきます。その後、諮問第103号の説明及び質疑応答が終わりましたら、再び傍聴人の方に入室していただき採決を行います。

それでは諮問第103号諮問文の朗読を事務局、矢光主任よりお願いいたします。

矢光：諮問第103号、令和7年11月19日。日野都市計画事業、西平山土地区画整理審議会様。日野都市計画事業、西平山土地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長古賀壮志。日野都市計画事業西平山土地区画整理事業の仮換地の指定について（諮問）。このことについて、土地区画整理法第98条第1項の規定により、別添

の調書及び図面のとおりに仮換地の指定をしたいので、同法同条第3項に基づき貴会の意見を求めます。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございました。それでは、諮問第103号は個人情報に関わる内容となりますので、審議会議事運営規則第6条の規定に基づき、非公開といたします。傍聴人の方は退席をお願いいたします。なお、審議が終了しましたら改めて入室していただきます。

(傍聴人退出)

会長：それでは、諮問第103号の説明を事務局より岡澤補佐、よろしくお願いいたします。

岡澤：はい。事務局の岡澤でございます。また前に出て説明をさせていただければと思います。お手元にお配りしておりますA3横の図面、カラー刷りのもの、こちらが今回の諮問内容の一覧になってございます。図面の見方としましては、水色で着色されている画地が今既に区画整理済みの各地、仮換地指定済みの画地となっております。黄色で塗られているところは処分済みの保留地でございます。また灰色で塗られている道路は完成している道路でございます。また濃い青色が今年度工事を、先ほど既に全部発注ができたというふうにご案内させていただきましたけれども、今年度の工事の箇所になってございます。諮問させていただく箇所については赤く塗らせていただいております、図面の左のほう、の辺り、こちらのほうが日野3・3・2号線日野バイパス延伸Ⅱ期の用地空け関連ということで諮問させていただく画地になります。また図面の真ん中辺り、今年度施行しておる工事の箇所に隣接する、含まれるような形で保留地を造っていきますので、こちらを令和8年度処分していく予定の保留地ということで今回決定の諮問をさせていただきます。また図面の中頃のの沿道の画地、こちらは来年度建物移転を予定させていただいている方の画地の仮換地の指定諮問でございます。またちょっと離れたこちらのほうにも今年度工事を施行している箇所がございます、そちらについてまた保留地を造成いたしますので、令和8年度に処分していく保留地ということで決定の諮問をさせていただきます。

お手元2枚目のA3横のカラー刷りの図面をご覧くださいと思います。「日野BP延伸Ⅱ期用地空け状況図」ということで、こちらは図面の一番右手の端が日野都市計画道路3・4・24号線という旭が丘から降りてくる道路の予定地になっていて、そちらが起点になってずっと浅川まで、こちらが浅川、八王子市との境になります。この区間が日野バイパス延伸Ⅱ期と呼ばれる区間になっておりまして、こちらの用地空けの状況を図面に示しております。ちょっと濃いグレー、こちらがもう既に用地空けにご協力いただいた方の色になってございます。ちょっと薄いグレーはもう昨年度仮換地の指定の諮問をさせていただいたりして、今年度から来年度にかけて用地空けのご協力をいただく予定の方の箇所になってございま

す。

黄色で塗らせていただいたのが、今回仮換地の指定を諮問させていただく方の従前の土地になります。バイパスの用地空けを今回していくわけですが、バイパスの用地、従前の土地を空けていただくためには仮換地の指定を行っていきます。今回仮換地を指定させていただいて、すぐにその仮換地の土地を使えるような状態になかなかできないものですから、先に用地を空けさせていただいてバイパスが通った後、後追いで区画整理の整備が追いついてきて、最終的に仮換地としての土地利用がされるというような順番になっていきます。なので、今回仮換地の形について諮問させていただきますが、直ちにそういった土地利用がなされるわけではございませんが、今決められている現状の換地設計に基づいて仮換地指定を行っていきますので、そういった形で今回仮換地の指定の諮問ということで皆様にご審議をいただきます。

お手元にはお配りしていませんが、航空写真と重ねて見ると今こんなような状況になってございます。東側の起点の辺りは大分区画整理を進めさせていただきまして、黒い枠のとおり道路ができて、宅地が、家が建っているという状況が見てとれると思います。この辺りというのが区画整理整備済みというようなエリアになります。今まさに工事をやらせていただこうとしているのがこの辺りです。西平山四丁目中込の辺りになると、まだちょっと計画どおりの道路ができてないという状況が見えてくると思います。このような状況なんですけども、バイパスについては先に整備とかが入ってくるというようなことですので、皆様にご協力をいただいて従前の土地の使用収益の停止をもって用地空けをさせていただく。こんなような状況になってございます。

そうしましたらまた仮換地指定調書、A3 横の左片ホチキス留めの調書を使って自身の説明をさせていただきます。1枚めくっていただきますと、今回の仮換地の指定の諮問地図になってございます。ピンク色で着色させていただいた画地が仮換地の指定の諮問、先ほどバイパスの通る場所にももとの土地があって、その方の土地がピンク色の仮換地に移る計画になっているというものになります。

1枚めくっていただいて、1枚目の方、1番、2番の方、こちらは最初にご説明したA3 横の図面で令和8年度の建物移転の対象の方ですよということで、旗揚げをさせていただいた方になります。■■■■■があって、もともと■■■■■と呼ばれる社宅、そちらの前の街区でございまして、ここにちょっと太い道路の線があるんですけども、これは■■■■■から分岐して■■■■■ということで、ここに国道との十字の交差点ができる。そのような位置関係になっております。その今、角というかここは■■■■■に面した保留地なんですけども、そちらの方は仮換地の予定の場所がちょっとだけ西にずれていただいて、そちらに仮換地指定

をさせていただく。その予定になってございます。また1枚めくっていただきますと、その仮換地の形状が書いてございます明細図になっております。

さらに1枚めくっていただきますと、仮換地の調書になっております。こちらを読み上げさせていただきます。番号①番の画地が■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。仮換地について、街区番号が■■。仮換地の符号は同じです、■■■■■。仮換地の地積が約■■■㎡、減歩率が約■■■。土地所有者様が■■■■■様となっております。

②番の画地、従前の土地ですけども■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。このうち■■■㎡分を■■街区、■■■■■という形で換地するものになってございまして、仮換地の地積が約■■■㎡、減歩率が約■■■、土地所有者様は■■■■■様となっております。

続けてめくっていただきますと、先ほどの冒頭説明を申し上げましたバイパスの大分西のほうまで、こちらで東京電力の鉄塔の建て替えがつい今年に入って5月ぐらいに完了してございますけども、その近くの画地、畑等になってございます。またこの番号は③番の土地が③番の画地に、④番、⑤番の土地が④番、⑤番の画地という形で対照しております。現状の換地の設計ですが、③番と④番の画地がこのような形状になってございます。仮換地明細図でございます。

また1枚めくっていただきますと、その1個西側の街区、ちょっと離れたところに甲乙という形でそれぞれ換地されるという形になっております。

また1枚めくっていただきますと、仮換地の調書でございます。また読み上げをさせていただきます。番号③番の画地は3筆の合併換地という形になっておりまして、従前の土地が■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。この3筆合計を合わせまして、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡。こちらを仮換地として、■■街区、仮換地の符号は同じです。仮換地の地積が■■■㎡、減歩率が約■■■ということで、土地所有者様のお名前が■■■■■様となっております。

また④番の画地につきましては■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡となっていて、このうち■■■㎡分を■■街区の■■■■■として、仮換地の地積が約■■■㎡、減歩率が約■■■で換地するものになってございます。土地所有者様のお名前が■■■■■様、ほか■■名となっております。

また⑤番の画地も④の画地と従前の筆は同一の筆になるんですけれども、■■■■■、地目が■■、登記地積が■■■㎡、基準地積が■■■㎡のうち■■■㎡分

を 〇〇 街区、〇〇 として仮換地の地積約 〇〇 m²を換地するもの
 になってございます。減歩率が約 〇〇、土地所有者様のお名前が同様に 〇〇
 様、ほか 〇 名となっております。

1枚めくっていただいて、まず今ご説明申し上げた場所の換地明細図になっております。また1枚めくっていただきますと、先にもう説明申し上げました、バイパスの予定地からちょっと北側に行っていたいただいた場所の⑨番の画地の仮換地明細図になってございます。

また⑦番の画地が[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]㎡、基準地積が[REDACTED]㎡。街区が[REDACTED]街区、先ほどと同じところですね。仮換地の符号が[REDACTED]、仮換地の地積が約[REDACTED]㎡、減歩率が約[REDACTED]、所有者様のお名前が[REDACTED]様、ほか[REDACTED]名となっております。

⑨番の画地です。[]、地目が[]、登記地積が[]m²、基準地積が[]m²。街区番号が[]、仮換地の符号が[]、仮換地の地積が約[]m²、減歩率が約[]、土地所有者様のお名前が[]様となっております。

明申し上げた画地⑧のちょっと南側にある従前の土地になっております。こちらについても近くの場合に仮換地、区画整理の整備をされた後に移っていただくというような計画になっております。⑩番から⑮番までの土地がございますので、その従前の場所と換地の行き先となっております。1枚めくっていただきますと、⑩番、⑪番の方の仮換地明細図になっております。また1枚めくっていただきますと、⑫番、⑬番、⑭番の画地の仮換地明細図になっております。また1枚めくっていただきますと、⑮番の画地の仮換地明細図になっております。

また1枚めくっていただきますと、最後仮換地の調書ですね。また読み上げをさせていただきます。番号が⑩番、[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。仮換地が[REDACTED]街区、仮換地の符号が[REDACTED]、仮換地の地積が約[REDACTED]m²、減歩率が約[REDACTED]、土地所有者様のお名前が[REDACTED]様となっております。

⑪番の画地、[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。そのうち[REDACTED]m²分について、[REDACTED]街区、[REDACTED]として、仮換地の地積約[REDACTED]m²を換地するものになってございます。減歩率が約[REDACTED]、土地所有者様のお名前は同様に[REDACTED]様となっております。

次に⑫番の画地ですけれども、[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。そのうち、こちらも甲乙換地になっておりますが、そのうち[REDACTED]m²分を[REDACTED]街区、[REDACTED]として、仮換地の地積約[REDACTED]m²を換地するものになってございます。減歩率が約[REDACTED]、土地所有者様のお名前が[REDACTED]様、ほか[REDACTED]名となっております。

⑬番の画地、[REDACTED]、地目は[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。こちらは⑪番の画地の片割れですね。[REDACTED]m²分の[REDACTED]m²分を[REDACTED]街区、[REDACTED]として、仮換地の地積約[REDACTED]m²を換地するものになってございます。減歩率が約[REDACTED]、土地所有者様のお名前が[REDACTED]様になってございます。

⑭番の画地です。[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。同様に[REDACTED]、地目が[REDACTED]、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。こちらの2筆を合わせまして、登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。2筆の合併換地となってございまして、[REDACTED]街区に仮換地の筆、符号が2筆同様で[REDACTED]、[REDACTED]、仮換地の地積が約[REDACTED]m²、減歩率が約[REDACTED]ということで、土地所有者様のお名前が[REDACTED]様、ほか[REDACTED]名となっております。

最後⑮番の画地です。[REDACTED]、地目が[REDACTED]。これは先ほど説明した⑫番の画地の片割れになります。登記地積が[REDACTED]m²、基準地積が[REDACTED]m²。その

うち ■■■■㎡を ■■■■街区、■■■■として仮換地地積約 ■■■■㎡が換地されることになってございます。減歩率が約 ■■■■、土地所有者様が ■■■■様、ほか ■■■■名となっております。説明は以上になります。

会長：ありがとうございました。以上で、諮問内容の説明は終わりました。これより質疑を行いますので、質問やご意見のある委員はお願いいたします。■■■■委員、どうぞ。

■■■■：■■■■でございます。2 つ質問させてください。1 つ目は⑤番のところですね。地積が ■■■■ということで、こんな小さい土地を換地されるというのは何か理由があってこういう形になっているんですか。それが1つ。それからもう一つが⑥番と⑨番ですね。これの減歩率が、従前の土地を見ると⑥番のほうが小さいですね。⑨のほうはそれよりかなり広いんですが、減歩率がこういう形になっている……。⑥のほうは ■■■■か。すみません。ちょっと桁を見間違えました。これはちょっと取り消します。

会長：よろしいですか。岡澤補佐、お願いいたします。

岡澤：はい。事務局でございます。ご質問にあった⑤番の画地というのは、確かにおっしゃるようにこの画地単独で見ると ■■■■㎡ですね。小さいんですけども、何回か前の審議会で諮問させていただいているんですが、この周りの画地、これは同じ所有者さんになります。なので、この単独の画地での土地利用というよりはこの一帯の、ここは ■■■■になるんですけども、その周りの土地、全部一帯の土地という形で換地するものになります。以上でございます。

■■■■：分かりました。ありがとうございました。

会長：よろしいですか。ほかにございませんでしょうか。■■■■委員、どうぞ。

■■■■：3・3・2 の延伸についての質問なんですが、先日の国土交通省の説明だと用地の確保ができたところから順次行うというふうなご説明だったと理解しているんですが、そうするとこの日野のほうの延伸Ⅱ期のところ、いつまでにやるとかという国との約束まではいかないかもしれないけど、計画とかというのはあるんでしょうかという質問が一つと、橋と国道の延伸というのは同時にやるのか、必ずしもそうではなくて、こちら側を先にやるのか。その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

会長：お願いします。

山本：事務局でございます。相武国道事務所主催の設計説明会の中では、具体的な全体の工程、あるいは事業の完了時期、目標時期については具体には説明なかったものと思っております。その上で事業の開始時期につきましては、予算が取れ次第順次といったような話があったというふうに承知しております。区画整理事業としましては、令和8年度を目標にこの用地を確保して国のほうに引渡しをしていくと

いったところを目標として進めてきております。ただ、現状で今年度全て執行しておおむね6割ぐらいの用地を確保させていただくことができるという状況でございます。来年度、予定しております令和8年度に全て完了するかどうかはちょっとまだ見通しが立ちませんので、場合によっては期間の延伸についても国と協議をさせていただいて進めております。ただ、いずれにせよ国と十分調整しながら、バイパスの工事自体が遅れることがないように調整をさせていただいておりますので、引き続き用地確保に皆様のご協力が欠かせないと思っておりますので、ぜひご協力をいただきたいなと思っております。以上でございます。

■：橋と同時にやるかどうかというのは。

山本：橋と同時にやるかどうか、その辺りも国からは説明はなかったものと承知しております。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。

■：はい。

会長：ほかにご意見ございませんでしょうか。■委員。

■：今の関連ですけどバイパスの川沿いのところ、結構へこんでいるところがあるんですけど、橋がかかっている南側のところかな、■さんなんかの今あった⑫番だとか⑬番の換地辺りだったんですが、この方たちは当然しばらくの間は使えないんだと思うんですけど、どのくらいの話をしているんですか。どういう見込みだからお願いをしてあげようということも、時期というのは示しているんですか。

山本：事務局でございます。今後まずはバイパスの用地を確保させていただいて、その上で周辺の道路整備を行っていく。その上で道整をして皆様に土地をお返しするという形になります。今年度、来年度ということではなくて、今現状で令和10年度以降の事業の組立てをやっております。その中で皆様にご説明できるような形、その上で具体的な時期をお知らせできるようにしていきたいなと思っております。そういったところも含めまして、皆様にご説明をさせていただくというところで進めているところです。以上です。

会長：■委員、どうぞ。

■：同じことなんですけど、要するに仮換地の使うほう、使用停止をかけちゃうということでしょう。そうすると中断になる期間というのは大体のめどはどのぐらいなんですかということは一切言っていないということですか。

山本：事務局でございます。個々の皆様に先行して用地を確保させていただくといったところをご説明させていただきます。それぞれ個々の方のケースで変わってきますので、まずは先行して用地を空けていただく、ご協力いただくというところを先行してご説明している状況ですので、皆様にそれぞれそういったところをご理解

いただきながらやっているところですので、ご了承いただければと思います。

会長：よろしいですか。ほかにご意見ございませんでしょうか。■■■委員、どうぞ。

■■■：■■■です。先ほどの用地空けは 60%終わっているという話があったんですが、この図面で見るとなんかもうほとんど終わっているように解釈できるんですが。

会長：岡澤補佐、お願いします。

岡澤：お手元にお配りしている図面で言うと、濃い灰色で塗りつぶさせていただいている土地というのがもう用地空け済みというふうに、完了とさせてもらったところです。これで言うと、大体数字で言うと濃い灰色は 50%ぐらいです。これに加えて今年度来年度でお願いをしている、今年度既にお願いをしている方を合わせると 60%ぐらいになってくる。薄い灰色と黄色全部を合わせると 80%、90%近くなっているというような形なので、今の時点で言うと濃い灰色、これをベースに見ていただくと今の状況になっております。

■■■：今回諮問箇所になっていますよね。そうすると、この黄色い部分はもう見通しはついているという話ではないんですか。

岡澤：すみません。先ほど 60%という数字を出したのは、今年度もう既に取得をさせていただくということで、もう現に今の時点で完了させていただいた方、その水準で 60%。それに加えて黄色のところであるとか薄い灰色のところを来年度以降引き続きやっていきますので、そうすると進捗していくというような形になります。

■■■：分かりました。進行形の話なんですね。ただ、見通しはついていますよということで安心して下さいというこれは図ですね。

会長：事務局山本補佐、お願いします。

山本：もちろん今まさにご協力のお願いをしている方のご協力をいただければというところで、まずはそれをご協力お願いしないといけないという状況ではありますけれども、ご協力いただけるのであればそういう形で進められるかなというところがございます。あくまで進行中のところがございますので、私どもも誠心誠意権利者の皆様にご説明をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

■■■：分かりました。ありがとうございます。

会長：よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。それでは意見がございませんようなので、諮問第 103 号について原案のとおり異議なしということで取りまとめたいと思いますが、いかがでしょうか。

一同：異議なし。

会長：ありがとうございます。

では続きまして、傍聴人の方に入室していただきます。採決を行いたいと思います。

それで、事務局の方は傍聴人の方に入室していただきますようお願いいたします。

(傍聴人入室)

会長：それでは採決を行いたいと思います。諮問第 103 号仮換地の指定について原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声。）

会長：異議なしということで、それでは諮問第 103 号については原案どおり決定させていただきます。

続きまして、諮問第 104 号の朗読を事務局矢光主任、お願いいたします。

矢光：諮問第 104 号、令和 7 年 11 月 19 日。日野都市計画事業、西平山土地地区画整理審議会様。日野都市計画事業、西平山土地地区画整理事業、施行者日野市、代表者日野市長古賀壮志。日野都市計画事業西平山土地地区画整理事業の保留地の決定について（諮問）。このことについて、土地地区画整理法第 96 条第 2 項の規定により別添の調書及び図面のとおり保留地を定めたいので、同法同条第 3 項の規定に基づき貴会の同意を求めます。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。続きまして、諮問第 104 号の説明を岡澤補佐、お願いいたします。

岡澤：事務局でございます。また前に出て説明をさせていただきます。保留地の諮問の説明になります。委員の皆様は A3 横カラー刷りで手元にお配りしている、最初に見ていただいた図面ですね。こちらを見比べていただくと、より場所が分かりやすいかなと思います。今回諮問させていただく保留地は 3 か所ございます。冒頭説明さしあげたとおり、今年度の工事で造成中の土地になってございます。今年度の工事で造成が完了しますと、来年度令和 8 年度に公売をかけて売却処分していく。その予定で今やっております。

場所についての詳細をご説明いたします。ちょっとお手元にお配りしていないんですけれども、航空写真で見ていただくと分かりやすいかなと思います。諮問第 104 号【保留地①】と A3 横の図面で旗揚げしているところですけど、こちらはセブンイレブンがある街区になります。セブンイレブンの街区の隣の街区で、今こちらの道路が、ちょっと細い現況の道路を改修して 6m の道路を築造する工事を行っています。それに併せてしばらくこの空き地になっていたところ、こちらについても造成をして保留地として売却するということを予定してございます。

続きまして、図面で諮問第 104 号【保留地②】ということで旗揚げさせていただきました、バイパスの仮設の道路がずっときて、S 字にカーブしてずっと西に続いていく場所の南側で今整備を進めている街区になります。こちらは昨年度の工事で今この写真で重機が映っていますけども、この辺りまで工事は完了しております。今年度の工事はこちらから北側のバイパスまでとこちらの街区の宅地を整備していくという工事をやっておりますので、それによって生まれた保留地というのをまた次年度売却していく。そんなような予定になってございます。

続いて諮問第 104 号【保留地③】と旗揚げしている箇所です。こちらが七生病院になります。七生病院の東側の街区になっています。こちらがこの写真が今年の 1 月 1 日ぐらいの航空写真なので、まだ家が残っている写真になっていますけれども、こちらの辺りは大分昨年度移転をご協力いただきましたので今年度工事をしていく。今もう現在着工して整備をしているんですけども、その中でこちらの角地のところ、保留地（1）というのができますので、こちらを来年度売却していく予定になってございます。

最後にまた保留地の調書を読み上げさせていただきます。今回諮問させていただく保留地、3 画地でございます。それぞれ番号①番が 29 街区、保留地番号が 29（1）号地、保留地の地積が約 190 m²、摘要として令和 7 年度今年度の工事で整備をしてございます。②番の画地、保留地が、街区番号が 71、保留地番号が 71（1）号地、保留地の地積が約 90 m²。こちらも同様に今年度の工事で整備をしてございます。また③番が 81-1 街区、保留地番号が 81-1（1）号地、保留地の地積が約 134 m²。こちらも今年度の工事で整備をしてございます。

ご説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

会長：ありがとうございます。以上で諮問内容の説明は終わりました。これより質疑を行いたいと思います。質問やご意見のある委員はお願いいたします。ご質問ないでしょうか。ではご質問がないようですので、それでは採決を行いたいと思います。諮問第 104 号保留地の決定について、原案のとおりでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声）

会長：異議なしということで、決定させていただきます。それでは諮問第 104 号については原案のとおり決定させていただきます。

それでは続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いいたします。区画整理課の窪寺係長と、西平山ふれあいハウスの管理について区画整理課の山本補佐をお願いいたします。

窪寺：それでは今年度の工事の進捗についてご説明させていただきます。お手元の「整備状況図」とこちらは便りの図面になりますけれども、6 月の審議会のときには 3 件の工事、これは先ほどから 3 件は既に契約済みというようなことでございます。3 件のほうで進捗的には、当初 6 か所ということで説明させていただきましたけれども、3・3・2 号線の現在できているところからかなり西側に伸びるところも予定をしておったのですが、遺跡調査を国、東京都のほうで行う関係でちょっと今調整に時間を要しているため、今年度 3・3・2 号線の仮道の整備は見送りました。来年度以降、遺跡調査が終わり次第整備をしていく予定でございます。残りの 5 か所のほうにつきましてですが、まず消防署の前の 3・4・15 号線の街路の整備、セブンイレブンがある 1 本東側の南北の 3・3・2 に隣接するところ、7・5・1 号線の 3・

3・2と接続部分のところ、ここの3か所を1件の工事として発注しております。契約のほうが先月10月16日に契約いたしまして、ここで現場のほうを着手していくところでございます。順番的には消防署の前、次に7・5・1の上部、次にこちらという順番で整備を進めていくところでございます。6月の時点で既に契約済みの箇所で、7・5・1のちょうど真ん中の辺りと七生病院の東側に位置する2つの道路の工事ですけども、現在鋭意工事も進めておりまして、進捗率は現在60%ほど進んでおります。特に問題なく工事のほうは進めています。あと3つ目、こちらですね。ここも遺跡調査が終わって、先月10月20日に契約をしたところでございます。現場のほうではこちらと同じくちょうどここで、現地のほうへ整備に入っていくところでございます。

あと6月にもちょっと説明させていただきましたけども、区画整理事業費ではなく100%東京都のほうから補助をもらって施工しております。3号公園の整備の工事、八幡神社に隣接しているところの公園の工事ですけども、ここで撤去すべきフェンスですとか草刈りなんかも全て済ませておりまして、見通しがこちらについてはすごくよくなっていますけれども、現在遊具の基礎等を実施する作業をしておりまして、こちらも順調に整備のほうは現況進めております。

■：指している場所が違うんじゃないの。

窪寺：ごめんなさい。こちらですね。こちらの公園の整備を進めているところでございます。工事の進捗は以上になります。

山本：続きまして、西平山ふれあいハウスについて報告をさせていただきます。皆様がいらっしゃるこのまちづくり事務所の隣に西平山ふれあいハウスというのがあって、もともとこの地域、西平山地域には集会施設がない、地区センターみたいなものがないといったようなところのお話があって、地域の方からの強いご要望があってこのふれあいハウスを設置して、地域の皆様に自主的に管理していただく中で集会施設としてお使いいただいていたという状況でございます。

一方で時間がたっていく中で管理が難しくなってきたというところで、管理をしていただいているまちづくり協議会からお話がありましたので、これについて取扱いを区画整理課のほうで検討しました。もともと地域の方の強い要望をもって設置したという経緯がありますので、その経緯も考慮しまして、建物自体はまだまだう少しだけ使えるんじゃないかなと思いますので、今の建物が使える当面の間、皆様がお使いいただけるような状態に最低限したいなというふうに区画整理課では判断しております。

そこで地区センターとほぼ同等と言っていいかは分かりませんが、同様の管理を区画整理課のほうでさせていただこうというふうに判断しております。今、現地に掲示をさせていただいておりますが、午前、午後、夜間という地区センターを借

りときの大体一般的な利用枠で市に備付けの予約台帳に書いていただいております。これも地区センターと同様です。そういった管理で、皆さんに引き続きお使いいただけるように準備をしているところです。来年の1月1日以降の予約を来月12月1日から開始をしたいと思っております。それまでの期間は従前どおり、経過期間ということで従前どおりお使いいただいているのかなと思います。来月1月1日以降の利用方法については地区センターと同様に1か月前ぐらいに予約台帳を予約していただいているという形をお願いしたいと思っております。予約方法は現地に掲示しておりますので、皆様、ご利用される際に見ていただければと思いますので、情報提供させていただきます。以上でございます。

会長：ありがとうございました。令和7年度工事発注状況についてと西平山ふれあいハウスの管理について、ご説明いただきましたが、ご質問がある方がおられましたら、
委員、どうぞ。

：ふれあいハウスの件について私も承知していますが、地区センターと同様にと今言いましたが、一つ大きな違いがありまして、地区センターのほうは自治会とかが鍵の貸出しも含めてやっているんです。今回、ふれあいハウスのほうは使うときに鍵を市まで取りにいかなくちゃいけないんですよ。それはちょっと地域住民にとって非常に不便というか、それなのでもう少し地区センターに近い形で、例えばなんかそういう自治会とか住民団体が、鍵の管理とかあるいは受付も含めてですがやってくれるところがあれば、そういうところに頼むというのがいいんじゃないかなというふうに私は思います。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：事務局でございます。これまで地域の方で管理していただいていたという経緯は、承知しております。ただ、一方で私どもが管理するとなると、私どもも管理の実務をしていかないといけないというところがあります。そういったところもあって、まずは市のほうで鍵を管理させていただく。ただ一方で予約等については電話で予約できるようにするとか、土日休日、市役所が空いていないタイミングはどうするか、事前にお貸しするといったようなところで、私どもも事務等のある程度こなせる状態でご用意させていただいているというところがありますので、ぜひその部分でご協力はいただかないといけませんけれども、引き続きお使いいただけるような状態にさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

会長：委員、どうぞ

：地区センターのほうの管理について、市のほうから業者に管理の委託をされて、その業者からまたその地域の組合という組織をつくってそちらに委託されています。

その組合が予約の受付をし、鍵の管理もしているというようなことで、恐らく今の市のほうでお考えになっているやり方に比べてもう少し借りやすい、利用しやすいのかなと思っていますので、そういった形がもしこの地区の方でじゃあ管理をやりましょうという話があればちょっとご検討いただければと思います。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：事務局でございます。これまでこの施設を設置するに当たって、まちづくり協議会という地域の方からの強い、それ以外の方からもご要望があったかと思いますが、地域の方の強いご要望でもって、やっぱりその部分を地域の方が担っていただくという前提で進めてきたかなと思っています。その地域からの、私どもとして皆様、地域の方を代表していただいているまちづくり協議会からお話があったというところで承知しておりますので、まずはそれを受けて日野市のほうで管理するという形にさせていただきました。

なので、そこはご理解をいただきたいところと、あと地区センターの管理についてはやはりある程度の予算を取ってその上で維持管理、修繕とかも含めた維持管理と一体となった管理を出しているという経過があります。区画整理事業のこのふれあいハウスの場合はまちづくり事務所とふれあいハウス自体を直営で、しかも最小限度の予算で、それこそ浄化槽の点検とかそういったところに絞った形で実施しているところがあります。なので、予算の面も含めまして、外部への委託といったところは困難と思っております、市として直営でできる、事務的に直営でできるというところで窓口での対応とさせていただこう、職員の対応とさせていただこうと思っておりますので、その点もご理解、ご容赦いただきたいところであります。以上です。

会長：■■■■委員、どうぞ。

■■■■：仮のお話ですが、じゃあ無償でしましょうといったときにはどうなんでしょう。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：過去の経緯がございまして、過去の経緯から私どもは地域の方にお任せしてきたというような経緯があります。その部分について地域の方の代表する組織から管理ができないというところを伺ったというふうに感じておりますので、その部分について私どもはそれをまずは第一に受け止めたいと思っております。有償、無償ではなくて、まずは今の形で運用をさせていただくというところでご承知いただければありがたいです。

会長：■■■■委員、どうぞ。

■■■■：あんまり議論するのが適切ではないと思うんですが、今まち協には我々の自治会は入っておりません。ですから地区を代表するというのはちょっとおかしい表現です。我々の自治会はまち協に入っていないから、我々の自治会の声が、まち協

が代行してやったとは解釈できないんですね。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：事務局でございます。そういったところもあつて、まずは皆様がお使いいただけるように、特定の自治会が使えないというわけではなくて、このエリアの方が使えるような状態で、利用できる用意ということでちょっと窓口になりますけれども、私どものほうで管理をさせていただくというところで想定しております。まちづくり協議会に入っていない自治会だから貸さないということはありませので、地域の方、西平山エリアのまちづくりとして皆さん、やっけていただいているこのエリアの方が使えるような状態でさせていただきますので、その点はお理解いただければと思います。以上でございます。

■：ここであんまり議論する話じゃないので、ちょっと一旦ここで。ただ、話としてはこういう経緯は何となく我々はよく分かりません。

会長：ただいま井上課長よりお話がございます。お待ちください。

井上：経過については、山本が話したとおり設置の経過というものがありますので、そこで存続してきたというところですよ。違う自治会云々ということであると、区画整理課が管理する施設ではないのかと、そういう議論もあるかと、そういう議論も出てきてしまう。ただ、そうはいつでも経過がある中で、また自分たちの課でできることをやりましょうという中の整備ということでお理解いただければというふうに思います。ある一定の自治会云々というと、もう区画整理課が管理する施設ではない。そこも考えた中で対応していくということで、公共施設が整備されるまでの何らかの施設というところで経過がありますので、私たちはそこも考えなければいけない。事業を推進するだけではなくて、施設管理というところではそこはしっかりやらなきゃいけないというところ。どの自治会云々じゃないです。取りあえずこの形でやらさせていただきますというところですよ。

■：課長、ちょっとあんまり言いたくないんですけど。

会長：■委員、どうぞ。

■：言いたくはないんですが、要は我々は、西宮下自治会としてはまち協から今は退会しているわけですよ。課長のお話は、自治会は区画整理と関係ないような受け止め方をするような発言をされたので、ちょっとそれじゃなくて我々は区画整理にも関係する自治会なんですよ。ですから、おっしゃっていることがちょっといまいち理解できません。

井上：関係ないとは言っていないです。関係する自治会なんですけども、やはりこういうコミュニティー施設を管理するという経過がある中で、本来は地区センターとかそういったものをつくって関係課が管理すればいいものを、時間的なものもある中で早急にということなのでこの施設を用意したという経緯をしている。その経

■：そうではなくて、国がやろうが市がやろうが遺跡調査をしなければいけないというのは同じですよね。ですから、それは初めから分かっていたんじゃないですかということ私は聞いているんですよ。国がやろうが市がやろうが、地権者には関係ないですよと私は思うんですよ。

窪寺：市でやるとなると時間的に短縮することができます。ただ、国でやっていただくとなるとやはり国のほうでいろんな事情等があって、着手する時間を要してしまうということがございますので、今回国にお任せした中でちょっと時間を要してしまったということで、おっしゃるとおり遺跡調査はやらなければいけないというのは当初から分かっておりました。それを市でやるのか、国でやるのかという中で、国のほうでお任せしたので時間がかかってしまったということになります。以上です。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：工程につきましては、市、国の分担とかがいろいろありますけれども、全体としての進捗に影響がないように全体を見てまいりたいと思いますので、しっかりと引き続きこの部分、遺跡調査の国がやるのか、市がやるのかは、それは置いといて全体の工程がしっかりと整うように調整させていただきますので、よろしくお願いします。

あと2点目でご質問いただいた件で、まず移転の直前に塗装工事等、補修等をなされた事例があるのではないかとこのところでございます。これまでそれぞれの権利者の方に事前にできるだけ丁寧にご説明させていただくように努めてまいりました。令和2年に財政非常事態宣言を出した直後、市全体での財政の影響を見極める必要があつて事業のスピードがなかなか上がらない時期がありました。全体に影響しないように少し事業のスピードを落としたタイミングがありました。その際に5か年計画、令和元年に発表した5か年計画について十分そのとおりできていない時期がありました。そういったときにはなかなか個々に、例えば翌年度の移転の方に個々にご説明をさせていただくというような、そういう対応をさせていただいた時期がございます。そうしたときに情報がない中で先行して塗裝修繕とかをされる事例があつたとすれば、それは非常に申し訳ないことだと思っております。

財政非常事態宣言を発出した直後はちょっとそういった状況ではありましたが、今少しずつ財源の整理を進めております。それぞれのエリアで、5か年計画とは少しずつ来ていますけれども、重点整備事業ということで地区ごと、例えば西平山地区ですと3・3・2号線、バイパス沿道の部分とあとそれから7・5・1号線、平山住宅の1本西側の道路、その部分を重点的に整備するという位置づけをしておりますので、それぞれそのエリアの事業費の見極めがある程度できてきま

したので、財政非常事態宣言を発出した後、具体的に進められるエリア、一団のエリア、固まったエリアから順次集団で移転していただく方に合同で説明会をさせていただくような取組を再開したところです。

お手元の図面で行くと、「回収」となっています「整備状況図」でご覧いただくと、本日保留地の諮問で挙がっている「令和8年度処分予定保留地」ということで保留地②と③、特に③ですね。保留地③のエリア、一団で濃い青で塗られている箇所があると思います。整備のスケジュールとそれから財源の見極めができたので、ここの部分については集団でここのエリアの方に合同で説明会をさせていただきました。それであなたは何年度です、あなたは何年度ですという形で、5か年程度分ぐらいの見通しをご説明させていただきました。そういった形で事業の見極めができたところから、ある程度皆さんに整備工程をお知らせできるようにしておりますので、今後できるだけそういったケースがないように、皆さんの負担になるケースがないように事前に情報提供できる内容は情報提供させていただこうと思っておりますので、今後そちらは改善につなげていきたいなと思います。

あと令和10年度以降につきましても、今令和10年度以降の進め方を見直しをしているところです。それも令和8年度後半になると思いますけど、皆様にお知らせできるようにしていきたいと思っておりますので、できるだけ整備予定時期を皆様にお示しできるようにこれからはしてまいりますので、その点も併せて報告させていただいて、今後に生かしていきたいと思っております。ご懸念と言いますか、ご不審な点を感じさせてしまったところについては大変申し訳ありません。以上でございます。

■：要はこちらは東側のほうですか、集団で説明をなさったということですが、私も実は今度の移転、用地空けでハウスが関係するわけですよね。要は先ほど塗装したところに対しても全く私らも説明とかそういうのはなかったんですけども、何で東のほうはあって、これからやる私のハウスですかそこはなかったんですか。

井上：すみません。バイパスの奥の西側について、延伸部分を国土交通省と結ぶときに一度おおよその計画の説明をしたということで聞いていました。それと重点整備事業でバイパスを整備するということは一回も落としたことないんですね。それなのに、■さんからそういうお話が出るということは、その後のフォローも含めた中で対応が遅過ぎたというのは本当に反省しているところです。

バイパスについては整備していくんだということですので、計画に沿ってあらかじめ入っている。建物移転の1年前じゃあ遅いんですよね。そこは反省しているところです。しっかり時間をかけて、今これからまだ用地を借りるところがありますけれども、そこについては入っていく時は少なくとも建物をお持ちの方について

は集団でご説明は別にしても2年前にはしっかり説明しなきゃいけない。ある程度財政的な裏づけが取れるのであれば、しっかり説明会をしなきゃいけない。説明会をしておしまいじゃなくて、個人のほうにもしなければいけないということで、そこがおろそかになっていた。

財政がつかないかどうかというところがあったのかもしれないんですけど、そこはやっていくべき事業ということで位置づけていますので、そこは大いに反省しているところです。今後そのようなことはないように地域に対してはしっかり報告しながら、計画を提示しながら入っていきたいと思いますので、これからもよろしくお願いします。

■：今後こういうことがないように、事前になるべく細かい説明を関係者にするようによろしくお願いします。

会長：よろしいですか。■委員、どうぞ。

■：■です。冒頭に部長のほうから財政的な非常事態宣言の解除が8月23日に解除されたというお話がありまして、その後9年度までは重点整備もそのまま継続してやりますよというご説明がありましたけれども、その内容というのは9年度までは同じ内容で施行しますよということなんでしょうか。要するに非常事態宣言が解除されて、例えばもう少し予算を使っていよいよという話が多分あると思うんですが、それに対してどうなのかといったところです。

会長：山本補佐、お願いします。

山本：事務局でございます。令和2年に財政非常事態宣言を発出しました。8月に非常事態宣言を解除したんですけども、現状で財政状況がよくなったというわけではなくて、財政非常事態宣言による弊害が生じていますのでそれを一旦外しますという、そういうところでございます。ですので、現実実際は令和2年に財政非常事態宣言を出した後、財政再建期間と言いますか、財政再建計画を立ててそれを実行するというタイミングが始まっていまして、財政再建計画自体は令和9年度までの計画として今まさに進んでいるところです。財政非常事態宣言を解除したんですけども、財政再建計画はまだ終わっていない状況です。ちょっと分かりづらいですけども、財政再建計画自体は継続していて、市全体の財政を見極めて事業をするというところについては変わっていない状況です。

なので、令和9年度までにつきましては区画整理事業についても現状と同じような形で進めさせていただくということになります。なので、裏面をちょっとお願いします。今「区画整理だより」を映写していますけれども、財政再建期間中とありますけど、正確に言うと財政再建計画の期間内、令和9年度までについては重点整備事業として西平山地区につきましては3・3・2号線、バイパス沿道部分と、あと7・5・1号線の部分、それから消防署のところのS字カーブの対象といったとこ

ろを重点として進めていきますという部分については変わらない状況でございます。なので、令和9年度まではまずはバイパス、それから7・5・1沿道、その部分を中心に進めていきたいと思っております。

令和9年度までこれを進めまして、令和10年度以降につきましては進め方を今見直しをしている最中ですが、これから事業を完了させるためにある程度、相当期間はかかりますけれども、事業を完了させるために全体の工程を今組み直しているところです。令和10年度以降の進め方についてはまた来年度、令和8年度の後半でお知らせするようにしたいと思っておりますので、まずは令和9年度までは今のものを進めていくというところでご理解いただければと思います。以上でございます。

■：よろしいですか。

会長：■委員、どうぞ。

■：続けてごめんなさい。要は同じですよという話ですよね。そうすると、住民の人たちは多分解除になったということになって、多分区画整理も今まで以上に進むだろうという認識をしている人がほとんどなんですね。ですからこういった情報になっているから、少しそこを軌道修正するための何か市として情報の発信をしていただきたいと思うんですね。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：ご意見ありがとうございます。いずれかのタイミングで、同趣旨のところを便りなどを使ってお知らせできるといいかなと思っておりますので、ご意見ありがとうございます。

■：よろしくお願いします。

会長：■委員、どうぞ。

■：7・5・1の白くなっているところがありますが、その周辺の家というのは仮換地の諮問をされているんですが、使用収益に対する何かがあって、それは道路ができていないからということでしょうか。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：事務局でございます。今順次整備を進めているところで、ここは高低差があるところですので擁壁を造りながら、あるいは埋蔵文化財調査をしながらになりますので、一旦建物の取壊しをしていただいて更地の状態にしていただいて、その後埋蔵文化財調査をして擁壁を造って道路を造って、一定期間ちょっとかかりますけど仮住まいしていただいて、最後戻ってきていただくという形になります。また一部、少しずつ使用収益を開始して、土地を返してという状況ですので、大部分はまだ使用収益開始がされていないという状況でご理解いただければと思います。

会長：■委員、よろしいですか。ほかにご意見ございませんでしょうか。■委員、ど

うぞ。

■：今のご説明の継続として、3・4・24 号線ですけれども、工事が止まって久しいわけですけれども、令和10年度の進行の中でどの程度の時期に開通を予定しているのか、計画がありましたらお知らせください。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：事務局でございます。まず3・4・24号線につきましては、これから事業を再開するタイミングをいろいろ調査しながら見極めているというところでございます。具体的な時期はまだ決まっていないというところがあります。一方でバイパスの整備も進んでいくというような状況がありますので、その辺りを見据えて検討を進めているところですので、情報としてはまだありませんが、引き続きご理解いただければと思います。以上でございます。

会長：よろしいでしょうか。ほかにご意見ございませんでしょうか。■委員、どうぞ。

■：この図面なんですけど、水色というのは、これは何%なんですかね。

会長：山本補佐、どうぞ。

山本：少々お待ちください。お待たせしました。29%強という状況でございます。使用収益開始率で見て、29%少々というところでございます。

会長：よろしいですか。

■：はい。

会長：ほかにご意見はございませんでしょうか。ほかにご意見がないようですので、本日の審議は全て終了しましたので審議会を閉会とさせていただきます。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

(了)

[審議会閉会]

<午後3時29分>

この議事録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを認め
ここに署名押印します。

令和 8 年 / 月 19 日

会 長 田中 邦明

署名委員 角 貞生

署名委員 原田 龍次